

答 申 の 概 要

件 名	自己に対する説明の判断根拠となる文書に係る非開示決定に対する審査請求（諮問第49号）		
本件保有個人情報	実施機関による審査請求人に対する説明と元校長による審査請求人に対する説明のどちらが正しいのか判断できる文書（文書不存在）		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	令和5年2月21日	答申年月日	令和5年12月22日
主な論点	実施機関が条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		

**審査会の結論**

実施機関の決定は妥当である。

**審査会の判断**

当審査会は、本件審査請求について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 保有個人情報の特定経緯について

ア 実施機関における特定の経緯を確認したところ、以下のとおりであった。

イ 本件請求は、請求対象となり得る保有個人情報については、次の3種類が想定された。

a 説明A（実施機関による審査請求人に対する説明）に係る内容が正しいと判断できる保有個人情報（以下「情報a」という。）

b 説明B（元校長による審査請求人に対する説明）に係る内容が正しいと判断できる保有個人情報（以下「情報b」という。）

c 説明Aに係る内容又は説明Bに係る内容が正しいとは記載されていないが、それを読めば、どちらが正しいのか判断できる保有個人情報（以下「情報c」という。）

ウ 本件請求を窓口で受け付けた際、実施機関の職員が審査請求人に対し、本件請求の内容について、情報aと情報bのそれぞれの開示を求める趣旨であるか、それとも情報cの開示を求める趣旨であるかを確認したところ、情報cの開示を求める趣旨であるとのことであった。

エ 別件請求では、請求の趣旨が明らかでなかったため、補正命令を行ったが、本件請求については、請求時点で趣旨が明らかとなったため、補正命令は行わず、本件処分を行ったものである。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関は、説明Bについて、事実の確認に至っていないことから、情報cに当たる文書は作成しておらず、本件請求に係る保有個人情報は保有していないと主張する。

当審査会事務局職員をして、実施機関に確認したところ、実施機関は、元校長が審査請求人に対し、審査請求人の主張する説明Bに係る内容を説明したという事実の確認に至っていないという認識であることから、「説明Aに係る内容」と「説明の有無について事実が確認できていない説明Bに係る内容」のどちらが正しいのか判断できる資料（情報c）は作成していないとのことであった。

イ 本件請求は、説明Bに係る内容について、元校長が審査請求人に対し説明を行ったことを前提として行われたものであるが、その前提について実施機関は確認できていないことから、情報cに係る文書を作成していないという実施機関の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

ウ また、審査請求人は、別件請求に対する実施機関の公文書非開示決定の際に、保有個人情報開示請求を案内されたのだから、文書が存在するはずだと主張していることから、別件請求に係る決定時の案内内容を確認したところ、「請求のあった公文書開示請求書においては、請求内容を精査した結果、ある特定の個人の事案に対する説明内容の根拠となった文書の開示を求めているものと判断されることから、「存否応答拒否」となります。なお、本請求のような、ある特定の個人に結びつく内容やある特定の個人の事案に対する内容等が記載された文書の開示を御希望される場合は、公文書開示請求ではなく、保有個人情報開示請求を行うことができますので、御案内申し上げます。」と記載されていた。

この記載に照らすと、本件案内の内容は、個人に紐付いた請求については条例に基づく保有個人情報開示請求制度を利用するよう開示請求制度における一般的な案内したものであり、本件請求に係る保有個人情報の存在を前提としたものであるとは認められない。

エ 審査請求人からは、別件請求の際に行われた保有個人情報開示請求の案内以外に本件請求に係る保有個

人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。